

○国土交通省告示第千十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和四年九月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（窪川佐賀道路・高知県高岡郡四万十町平串字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地内まで及び同町見付字カヤノ木地内から同町金上野字見付越地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県高岡郡四万十町平串字高尾、字伊豆ノ谷及び字大場ノ窪、富岡字鳥井駄場、字下ノ駄場及び字松ノ下地、見付字カヤノ木、字ヤケキ及び字焼木川並びに金上野字焼木谷、字己斐山及び字見付越地内
- 2 使用の部分 高知県高岡郡四万十町平串字高尾、字伊豆ノ谷及び字大場ノ窪、富岡字鳥井駄場、字下ノ駄場及び字松ノ下地、見付字カヤノ木、字ヤケキ及び字焼木川並びに金上野字焼木谷、字己斐山及び字見付越地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道56号改築工事（窪川佐賀道路）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、高知県高岡郡四万十町平串字高尾地内の四万十町中央インターチェンジから同町金上野字コビガ谷地内の四万十町西インターチェンジまでの延長5.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（窪川佐賀道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業で

あり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、愛媛県松山市に至る延長約345kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する高知県は、かつお類等の漁業が盛んな地域であり、これらの水産物は、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）等を経由して、全国に広く輸送されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径や最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、山裾部の狭隘な平地部を通過することから自然災害による通行止めが行われているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である四国横断自動車道の他の区間と連絡することで、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が、「高知県環境影響評価条例」（平成11年3月高知県条例第5号）等に基づき、平成16年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、全ての評価項目について環境基準等を満足する、

又は事業者の実施可能な範囲内で環境への影響が回避又は低減されているものと評価されている。また、道路構造や計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年5月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、全ての評価項目について環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ及びヒナインドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ミズスマシ及びアカザその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ、ムカゴサイシン及びアゼオトギリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサカワサイシン、ユキモチソウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、キエビネ等については、個体の移植や移植した植物のモニタリング調査を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、高知県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成16年12月7日に都市計画決定され、平成20年11月14日に変更決定された都市計画と、道路幅員等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の

利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、交通事故や自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる一般国道56号バイパス建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県高岡郡四万十町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
高知県高岡郡四万十町見付字カヤノ木、字ヤケキ及び字焼木川地内